

心ゆたかに

人権問題啓発誌

第16号

— 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために —

2011年(平成23年)12月1日 米子市人権政策局人権政策課 TEL(0859)23-5415

身元調査お断り!



侵さず人権侵されず

米子市では、身元調査などを目的とした
戸籍謄本や住民票の写しなどの

不正請求や不正取得の抑止を図るため、
今年の11月1日から、『本人通知制度』を開始しました。

※次のページからは、この制度について説明します。

本人の知らないうちに、「性格」・「出身地」・「家族構成」などを調べられることがあります。

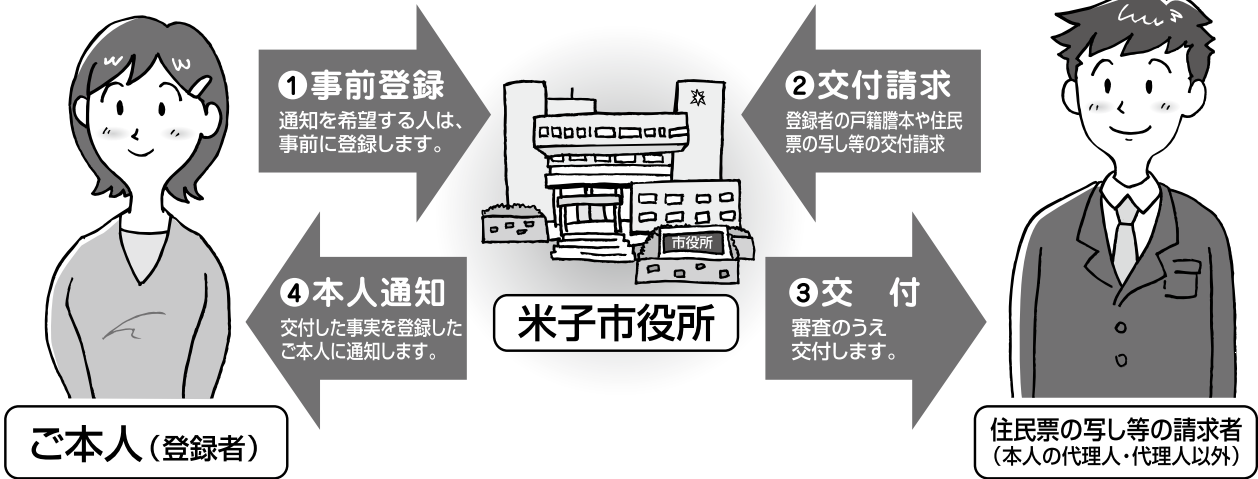
このような【身元調査】をそのままにしておくと、自分自身はもとより、他の人々の「プライバシー」や「人権」が侵される社会を許すこととなります。

このため、米子市では、『身元調査お断り運動』を推進しています。

①「本人通知制度」とは？

この制度は、事前に登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者（本人の代理人または代理人以外の人）に交付した場合に、交付した事実について登録者本人にお知らせする制度です。身元調査のためなどの不正請求や不正取得の抑止を図ることを目的としています。

制度の流れ(①→②→③→④)



②まず登録します(手続き)

①登録できる人は

米子市に住民登録や本籍のある方（過去にあった方も含みます）

②登録の手続き

米子市役所市民生活部市民課又は淀江支所地域生活課の窓口で登録の申込みをしていただけます。登録は無料です。

③登録に必要なもの

本人であることが確認できる書類が必要です。（運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カード等）

病気がケガで窓口まで出かけられない人は、代理人が申込むこともできます。（ただし、委任状が必要です。）

※家族の方が代わって申込む場合も委任状が必要です。

④登録の有効期間

登録日の翌日から3年を経過した日の属する年の12月31日までです。

継続を希望する人は更新の申込みができます。

様式第1号(第4条関係)

米子市本人通知制度事前登録申込書(新規・更新)

米子市長 様

米子市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する条例(平成23年11月1日施行)第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

区分 交付先	<input type="checkbox"/> 本人、 <input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人、 <input type="checkbox"/> 成年被後見人等の法定代理人、 <input type="checkbox"/> その他の代理人	届出日	
申込者	氏名	生年月日	年 月 日
連絡先	住 所		
本人通知者	氏名	生年月日	年 月 日
本人通知者以外	住 所		
通知対象住所	<input type="checkbox"/> 現在住民登録している住所 <input type="checkbox"/> 市外に転居する前に住民登録していた住所 米子市		
通知対象戸籍	<input type="checkbox"/> 現在の本籍・筆頭者 筆頭者 () 米子市 <input type="checkbox"/> 市外に転居等する前の本籍・筆頭者 筆頭者 () 米子市		
	<input type="checkbox"/> 通知先の法定代理人の住所にすることを希望します。		

【注】各欄に必要な事項を記入し、該当する口欄に印を付けてください。
 ※申込みの際は、次の書類を提出し、又は提出してください。
 (1)申込者が本人であることが認められる書類(運転免許証、顔写、住民基本台帳カード等)
 (2)法定代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)
 (3)その他の代理人による申込みの場合は、併せてその旨を証明する書類(委任状)

お問合せ先
米子市市民生活部市民課窓口係
(電話 0859-23-5144)

③登録した人に通知が届きます

第三者に戸籍謄本や住民票の写しなどが交付されたら登録した人に通知が届きます

様式第4号(第7条関係)
米子市住民票の写し等交付通知書

年 月 日

米子市長

あなたの住民票の写し等を第三者に交付しましたので、米子市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱(平成23年11月1日施行)第7条の規定により通知します。
なお、通知事項は次のとおりです。

交付年月日	年 月 日
交付証明書の種別	
交付通数	通 内 訳
交付請求者の種別	

①本人通知の対象となる証明書等

- ・住民票の写し(本籍及び筆頭者の記載のあるもの)
 - ・住民票の記載事項証明書(本籍及び筆頭者の記載のあるもの)
 - ・戸籍の附票の写し
 - ・戸籍の謄本又は抄本(戸籍の全部事項証明又は個人事項証明)
 - ・戸籍の記載事項証明書(戸籍の一部事項証明)
- ※削除された住民票・戸籍の附票、除かれた戸籍も含まれます。

②本人に通知される内容

- ・交付年月日
 - ・交付証明書の種別
 - ・交付通数
 - ・交付請求者の種別(本人の代理人・代理人以外の第三者)
- ※ただし、交付請求者の住所・氏名は通知されません。



④通知内容についてくわしく知りたいときは 個人情報保護条例にもとづく開示請求ができます

①保有個人情報の開示請求

通知された内容についてさらに詳しく確認したい場合には、米子市個人情報保護条例にもとづいて保有個人情報の開示請求ができます。

※ただし、開示される情報の内容は、米子市個人情報保護条例の規定の範囲内となります。

②開示請求の手続き

米子市役所情報公開コーナー(市役所本庁舎3階)に「保有個人情報開示請求書」を提出します。

申請は無料です。

写しを希望する場合は、コピー代がかかります。

③開示請求に必要なもの

本人であることが確認できる書類が必要です。(運転免許証、パスポート、顔写真入りの住民基本台帳カード等)

様式第1号(第4条関係)
保有個人情報開示請求書

年 月 日

米子市長様

請求者 住所(所在地) 氏名(各務及び代表者名) (電話番号)

米子市個人情報保護条例(平成17年米子市条例第23号)第11条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

- 1 開示請求する保有個人情報の件名及び内容
- 2 開示の実施方法の区分
(1) 開覧・閲覧 (2) 写しの交付 (3) 写しの送付
- 3 代理人が開示請求をする場合の代理人の区分
(1) 未成年者の法定代理人
(2) 成年後見人、保護人又は被補助人の法定代理人
(3) その他

(注意事項)
1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印を付けてください。
2 「開示請求をする保有個人情報の件名及び内容」は、なるべく具体的に記入してください。
3 本人が開示請求をする場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、印章等)を提出し、又は添付してください。
4 法定代理人が開示請求をする場合は、法定代理人であることを証明する書類及び法定代理人が本人であることを証明する書類を提出し、又は添付してください。
5 法定代理人以外の代理人が開示請求をする場合は、代理人であることを証明する書類、代理人が本人であることを証明する書類及び本人が開示請求することができないの理由を証明する書類を提出し、又は添付してください。

《人権週間》12月4日～10日

～考えよう 相手の気持ち～ みんなで築こう 人権の世紀 ～育てよう 思いやりの心～

「人権週間」って？

国際連合は、「世界人権宣言」を採択した1948年(昭和23年)12月10日を「人権デー」と定めています。

日本でも、「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を「人権週間」と定め、全国で講演会やシンポジウムを開催するほか、各種のマスメディアを利用した集中的な啓発活動を実施しています。

「米子市」では何をするの？

今年は、この「人権週間」の4日に、鳥取県主催の「人権週間フォーラム」の中で、「よなごの人権フォーラム'11」を開催します。

当日の「米子市文化ホール」での「人権週間フォーラム」

9:50～	人権作文コンテスト 表彰式・朗読会
11:00～	はあとふるムービー上映会 「トイ・ストーリー3」
13:15～	よなごの人権フォーラム'11
15:30～	車いすダンス公演 「ダンスで心のバリアフリーを！」 (プロ車いすダンサー 奈佐誠司さん)

よなごの人権フォーラム'11

シンガーソングライター **しまむらかずおさん**
(やさしくなろうネットワーク主宰)

による「うた」と「お話」

やさしくなろう
コンサート

～心のリンゴをあなたにも～



2011年

12月4日(日)

13:15～15:15

米子市文化ホール
(メインホール)

入場無料 手話通訳あり

託児あり
(ご希望の方は、お申し込みください。)

お問合せ先 **米子市人権情報センター**(米子市役所第2庁舎)
電話 0859-37-3183 FAX 0859-37-3184

第37回 米子市人権・同和教育研究集会

テーマ ～みんなで差別をなくし 幸せな社会を実現しよう～

私たちが自らの意識を高め、それらの人権問題を解決していくために、記念講演や意見発表のほか、保育園・幼稚園・学校・家庭・地域・職場などでのさまざまな人権教育への取り組みが発表されます。

《参加無料》・《事前申込み不要》・《手話通訳あり(全体会・意見発表・記念講演・第7分科会のみ)》

日時 **2012年(平成24年)1月19日(木) 9時20分開会**

午前 全体会・意見発表・記念講演

午後 分科会(就学前・学校・PTA・地域・企業・聴覚障がい者などの7分科会で構成)

場所 **米子コンベンションセンター**

日程	9:00	9:20	9:45	10:20	10:30	12:00	13:20	16:30
	受付	全体会	意見発表	休憩	記念講演	昼食(移動)	分科会	

記念講演 演題:「今こそ教育の原点に立とうー教育改革と人権教育ー」

講師:野口克海^{のぐちかつみ}さん(大阪教育大学監事)

意見発表 高校生・PTA

※多くの方のご参加をお待ちしています。

お問合せ先 **米子市人権政策課**(電話 0859-23-5415)